

社会福祉法人の職員の採用状況 調査票

法人名 社会福祉法人 宝島福祉会

1 公正採用選考人権啓発推進員の選任状況

・ 選任の有無 (有) 有の場合

・ 常勤の法人及び施設等職員の
人数が25名以上 (無)職 名 管理者
氏 名 中 幸男
選任年月日 平成 25 年 6 月 24 日

報告の有無 (有)

・ 平成30年度 法人内人権啓発研修実施計画及び法人内人権啓発研修実施の報告状況
報告の有無 (有)

(注) 報告書等の提出先

- 公正採用選考人権啓発推進員選任報告書 : 公 共 職 業 安 定 所
(公共職業安定所経由大阪府知事)
- 研修実施計画書(報告書) : 大阪府商工労働部雇用推進室

○ 令和元年度 法人における人権に関する研修の実施計画

- 研修内容 虐待防止・権利擁護研修(外部、大阪府)
- 能勢町人権協議会研修
- 企業内人権啓発研修(所内、人権腕試し)
- 企業内人権啓発研修(外部)

○ 平成30年度 法人における人権に関する研修の実施実績

開催日	研修時間	研修テーマ	参加者		法人内外 の別	備 考
			主な職種	延人員		
30年 月 日 5 25	2時間30分	人権啓発研修	管理職等	80名	外	企業人権啓発推進員協議会
30年 月 日 7 5	6時間	第1期 人権リーダー養成講座	管理職等	50名	外	企業人権啓発推進員協議会
30年 月 日 8 30	6時間	第2期 人権リーダー養成講座	管理職等	50名	外	企業人権啓発推進員協議会
30年 月 日 9 13	6時間	第3期 人権リーダー養成講座	管理職等	50名	外	企業人権啓発推進員協議会
30年 月 日 # 29	2時間	実例から学ぶ発達障害者支援	施設職員等	50名	外	6名参加 (能勢町主催)
30年 月 日 # 3	7時間	強度行動障がい支援者養成研修	管理職等	50名	外	4名参加 (大阪府主催)
31年 月 日 1 23	2時間	パワーハラスメントについて	管理職等	50名	外	企業人権啓発推進員協議会
31年 月 日 2 4	1時間	人権腕試し研修と人権研修報告	当事業所職員	16名	内	16名参加

※ 法人外の場合は、実施団体名を備考欄に記入してください。

2 障がい者の雇用状況

(1)障がい者雇用率〔平成31年4月1日現在〕

障がい者の雇用状況										
法人名	社会福祉法人 宝島福祉会									
雇 用 の 状 況	区分	合計	事業者別の内訳							
	ア 事業所の名称									
	イ 事業の内容									
	ウ 除外率(%)									
	エ 常用雇用労働者の数(人)									
	(ア)常用雇用労働者の数 (短時間労働者数を除く)	14								
	(イ)短時間労働者の数	5								
	(ウ)常用雇用労働者の数 [(ア)+(イ)×0.5]	16.5	0	0	0	0	0	0	0	0
	(エ)法定雇用障害者数の算定の基 礎となる労働者の数	16.5	0	0	0	0	0	0	0	0
	オ 常用雇用身体障害者数、知的障害者及び精神障害者の数(人)									
	(オ)重度身体障害者の数	0								
	(カ)重度身体障害者以外の身体障害 者数	0								
	(キ)重度身体障害者である短時間労働 者の数	0								
	(ク)重度身体障害者以外の身体障害 者である短時間労働者の数	0								
	(ケ)身体障害者の数 [(オ)×2)+(カ)+(キ)+(ク)×0.5]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(コ)重度知的障害者の数	0								
	(サ)重度知的障害者以外の知的障害 者の数	0								
	(シ)重度知的障害者である短時間労働 者の数	0								
	(ス)重度知的障害者以外の知的障害 者である短時間労働者の数	0								
	(セ)知的障害者の数 [(コ)×2)+(サ)+(シ)+(ス)×0.5]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(ソ)精神障害者の数	0								
	(タ)精神障害者である短時間労働者の 数	0								
	(チ)(タ)のうち、平成27年6月2日以降 に雇い入れられた者、または、平成27 年6月2日より前に雇い入れられた者 で、同日以後に精神障害者保健福祉手 帳を取得した者	0								
	(ツ)精神障害者の数 [(ソ)+(タ)-(チ)×0.5)+(チ)]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カ 計(人) [(オ)+(ケ)+(セ)+(ツ)]	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	キ 実雇用率[カ÷エの(エ)×100] (%)	0								
	ク 身体障害者、知的障害者又は精神障害 者の不足数 (人) [(エの(エ)×法定雇用率)-カ]	0.36								

(注) 常用雇用労働者数 : 1年以上継続して雇用されるもの(パート職員等で労働時間が平均して週30時間以上、かつ1年以上勤務する雇用保険の一般被保険者を含む。)
短時間労働者 : 労働時間が平均して週20時間以上30時間未満
法定雇用率 : 2.2パーセント(平成30年4月より変更されているので、留意すること。)
除外率 : 児童福祉事業40% 幼保連携型認定こども園 60%

(2)障害者雇用状況報告の有無 (無)

(注)法人全体の常用労働者が45.5人以上の場合は、公共職業安定所への報告義務あり
(平成30年4月より報告義務の範囲が変更されているので、留意すること。)